

## 平成15年度第2回評議員会議事録

日 時 平成16年3月23日(火) 14:00～

場 所 本会地下講堂

出席者 山本(水泳)、平田(サッカー)、渡邊(テニス)、浅見(ボート)、朝倉(体操)、伊藤(バスケットボール)、有賀(スケート)、鈴木(レスリング)、木村(卓球)、枝川(軟式野球)、富澤(馬術)、松下(柔道)、甲佐(ソフトボール)、遠井(バドミントン)、乃美(ライフル射撃)、小杉(剣道)、木本(近代五種・バイアスロン) 真下(ラグビー)、田中(山岳)、細谷(カヌー)、飯塚(アーチェリー)、蓮見(空手)、片岡(アイスホッケー)、川井(銃剣道)、松岡(クレ射撃)、宮川(なぎなた)、相澤(ボウリング)、後(野球)、若山(綱引)、後藤(少林寺拳法)、遠藤(ゲートボール)、齋藤(カーリング)、齋藤(パワーリフティング)、古賀(オリエンテーリング)、松島(グラウンド・ゴルフ)、三田(岩手)、蒔苗(秋田)、歌丸(山形)、柳田(茨城)、荒川(千葉)、市川(東京)、大代(富山)、小笠原(石川)、木下(福井)、矢崎(静岡)、齋藤(愛知)、谷口(三重)、清水(滋賀)、榎岡(京都)、中谷(兵庫)、田淵(鳥取)、中山(徳島)、花田(福岡)、井上(佐賀)、出口(長崎)、堀之北(鹿児島)、西原(沖縄)、中島(障害者スポーツ)、高橋(女子体育)、雨宮(学経)、福山(学経)

(代理出席) 君塚(アイスホッケー・片岡)、伊藤(パワーリフティング・齋藤)、種市(青森・清藤)

(委任) 帖佐(陸上)、五十嶋(スキー)、福井(ホッケー)、福島(ボクシング)、河野(セーリング)、篠宮(ウェイトリフティング)、山下(ハンドボール)、鈴木(自転車)、笠井(ソフトテニス)、山本(フェンシング)、鴨川(弓道)、田嶋(ボブスレー・リュージュ)、菅原(ゴルフ)、宮田(トランポリン)、國分(トライアスロン)、衣笠(バウンドテニス)、振吉(北海道)、佐藤(宮城)、菅野(福島)、北條(栃木)、上村(群馬)、森(埼玉)、明石(神奈川)、坂本(山梨)、波多(新潟)、山崎(長野)、石樽(岐阜)、木南(大阪)、小林(奈良)、神前(和歌山)、松尾(島根)、吉井(岡山)、野村(広島)、佐竹(山口)、原田(香川)、大亀(愛媛)、松田(高知)、奥村(熊本)、高山(大分)、中馬(宮崎)、小野(中体連)、小野(スポーツ芸術)、石川(学経)、梅村(学経)、羽佐間(学経)  
以上議長に委任

(理事) 安西会長、長沼副会長、日比野常務理事、千葉常務理事、上原、石川、碓井、大谷、大野、岡崎、木内、瀬尾、豊島、林、平岡、松岡、吉川、渡辺の各理事

(監事) 川口監事

評議員総数 113 名、うち出席 61 名、代理出席 3 名、委任 45 名、計 109 名で寄附行為第 32 条により評議員会成立。

議事に先立ち、昨年 6 月開催の第 1 回評議員会以降に逝去された故前田充明会賓、故桜内義雄評議員(日本バドミントン協会会長、日本カヌー連盟会長、日本ゲートボール連合会長)、故加藤大豊参与、故磯一郎参与、故藤原哲夫参与、故石川徹男評議員(日本バレーボール協会常務理事)以上 6 名のご冥福を祈り、全員黙祷で弔意を示した。

安西会長が議長となり開会。議事録署名人として細谷(カヌー)、荒川(千葉)両評議員を指名した。

## 報告事項

### 1. 会務関係について

#### (1) 倫理に関するガイドライン及び(財)日本体育協会役・職員倫理規程について (千葉常務理事)

「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」については、倫理委員会にて、平成 13 年度より取り組んできた。本ガイドラインは、I O C の倫理規定なども参考に、「人道的行為に起因する事項」や「金銭等経理に起因する事項」等を大きな柱として検討してきたものである。

近年、加盟団体及び所属関係団体において、人道的問題あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。このような状況を十分に考慮し、本会及び加盟団体において、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と、健全な組織運営を図って行く必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめた。

また、本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者(監督・コーチを含む)、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題を未然に防ぐとともに、早期に必要な規定の整備を図ることが望まれるため制定したものである。

また、併せて「財団法人日本体育協会役・職員倫理規程」について

も、本「倫理に関するガイドライン」に関連して定めた。

なお、ガイドライン及び規程については平成 16 年 4 月 1 日を施行日とすることを併せて報告。

( 2 ) 国民体育大会関係 国体改革の進捗状況について

( 日比野国体委員長 )

21 世紀に向けた新しい国民体育大会のあり方については、昨年来関係機関、団体の意見を聴しながら国体改革の具体案策定のため、協議をとり進めており、「新しい国民体育大会を求めて～国体改革 2003～」の諸項目の内、特に大会規模の適正化について報告。

大会規模の削減については、去る平成 16 年 3 月 16 日開催の第 5 回国体委員会において、国体実施 40 競技団体のうち、合意を得た 35 競技団体内 28 競技団体が当初予定の平成 20 年第 63 回大会（大分県）から削減数に基づき実施することの他、スケート競技が第 60 回冬季大会（山梨県）から、テニス、卓球、バドミントン、ライフル射撃並びにゴルフの 5 競技が第 61 回大会（兵庫県）から、削減数に基づき実施することが承認された。

なお、未合意の 5 団体との調整状況については、それぞれ合意できない理由が次のとおり異なっていた。

- ・ 廃止対象種別について合意できない競技団体  
バレーボール競技... 9 人制（成年男子・女子）  
体操競技... 新体操少年男子
- ・ 削減数について合意できない競技団体  
アーチェリー競技  
アイスホッケー競技
- ・ 削減数について調整中の競技団体  
自転車競技

この内、バレーボール競技については、平成 16 年 2 月 27 日付文書で、参加人数については本会提案の 148 名減を超える 155 名減の回答をされたが、成年男女 9 人制の廃止については、開催予定県より 9 人制競技会開催の強い要望があること、開催予定県が準備体制に入っていること、国体に代わる大会の構築及び協会関係者への協力、理解等体制の整備などへの準備期間を理由として、平成 22 年の第 65 回大会（千葉県）までは実施したいとの回答があった。

体操競技については、平成 16 年 2 月 10 日付文書で、参加人数 17%削減は了承いただいたが、日本体操協会の『男子新体操の国際化推進策』を踏まえ、男子新体操の存続の再検討を求める『2008 年以降の国民体育

大会における種別（男子新体操）存続に関する要望』が本会に提出された。

これに対し、本会は平成 16 年 3 月 3 日付文書で、男子新体操競技における全日本選手権への海外選手のオープン参加や 2007 年世界選手権大会開催への努力など、日本体操協会の国際化への取組みについては理解するものの、現段階においては、世界選手権大会が実施されていない状況にあるため、今後、国際大会が開催されるという実績を見極めた上で、改めて国体種目として協議したい旨回答した。

この回答に対して、日本体操協会より 3 月 15 日付文書にて、「国体改革 2003」における「大会規模の削減に関する基本的な考え方」の男子新体操への適用を 1 年間延期するとともに、国体改革での男子新体操の取扱いを廃止でなく休止とすること、および 2005 年国際オープン並びに 2007 年世界選手権大会の進捗状況に応じて、国体委員会で種別復活の検討を要望する旨の文書が提出されたところである。

自転車競技については、現在、実施種目の調整も含めて削減案について検討中であり、具体的な削減案は示されていない。

アーチェリー競技については、平成 16 年 3 月 21 日開催の総会で削減案が承認され、本会よりの 56 名減の提示に対し、52 名減での削減案が提出され、本会としてはこれを了承する見込みである。

アイスホッケー競技については、平成 16 年 3 月 4 日付文書により、連盟内の意見調整ができずに 3 月末日までに削減案を提案することができないこと、6 月開催の連盟評議員会までに削減案について結論を出したい旨の報告があり、本会から提案した削減内容に基づいた調整を依頼するとともに、連盟評議員会の審議後まで回答を待つことについて、国体委員会の理解を得るよう取り進める旨の回答をしたところである。

以上、当該競技団体と協議を進めてきたが、具体的な合意に至った団体はないことを報告するとともに、去る 3 月 9 日開催の第 7 回理事会において、合意できなかった場合の対応については、安西会長、日比野国体委員長に一任されていることを併せて報告。

### (3) 公認スポーツ指導者制度の改正について (林指導者育成専門委員長)

平成 17 年度から、本会が加盟団体等と養成するスポーツ指導者の分類・役割については、スポーツ指導基礎資格、競技別指導者資格、フィットネス系資格、メディカル・コンディショニング資格、マネジメント資格の 5 つの分類とした。

また、資格移行については、本会が基本的な移行先を示し、現状の指導活動と新制度での役割等によって、中央競技団体が移行先を決定することとなっている。

今後は、スポーツ指導者育成推進計画の作成、養成システム等の検討を行い、平成16年度には新カリキュラムに基づく共通科目の教本を作成するとともに、指導者制度の改定を行い、平成17年度の新制度スタートに向けて諸準備を進めて行く旨、資料に基づき報告。

その他 スポーツ振興くじ（toto）販売促進対応について （安西会長）

平成15年度のスポーツ振興くじ（toto）の売上が大幅減になった結果、平成16年度の助成事業が規模を縮小され、都道府県体育協会に対する助成が行われない状況となっている。本会としては、加盟団体に対してくじ購入の促進に努めてきたが、結果として、販売促進に結びつかなかった。

そこで本会としては、統括団体としての対外的なアピールの意味も含め、理事がくじ購入資金を拠出し、事務局にて購入する方法を、3月9日開催の理事会にて提案し、承認を得た旨報告するとともに、今後も引き続き販売促進についての協力を加盟団体に対し依頼した。

以上の報告を了承。

## 議 案

第1号 平成16年度事業計画及び予算について （岡崎事務局長）

平成16年度事業計画案は「 . 国民スポーツの普及・振興に関する事業」と「 . 財政の確立」を柱として計画した。

「国民スポーツ振興の推進と体制強化」については、第5期第1年次となる国民スポーツ推進キャンペーンの積極的展開と加盟団体の組織整備および各加盟団体が実施するスポーツ振興諸事業に対し、必要な支援を行う計画とした。

また、加盟団体の事務運営等における効率化を図るため、引き続きスポーツ情報システムの構築を促進していく計画とした。

「スポーツ指導者養成事業の推進」については、公認スポーツ指導者制度に基づき従前に引続き事業を推進し、スポーツ指導者の養成と資質向上に努めるとともに、その活用及び活動並びに指導者の再登録等の促進を図ることとした。

また、スポーツ指導者養成制度の整備として、新たな指導者養成事業を平成17年度から実施するための諸準備に取り組むこととした。

「スポーツ少年団の充実」については、平成15年度における団員数の動向等を勘案し、第7次育成5ヵ年計画の最終年次として諸事業を推進するとともに、21世紀におけるスポーツ少年団の更なる発展を図るため、第8次育成5ヵ年計画の策定に取り組むこととした。

「生涯スポーツの推進」では、平成16年度より文部科学省の「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」として委嘱を受け、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進し、生涯スポーツ社会の実現を図ることを目的に諸事業に取り組むほか、継続事業として、総合型地域スポーツクラブ活動支援事業を実施する。

また、「日本スポーツマスターズ2004」は9月22日から26日の5日間、12競技にて福島県で開催する計画である。

「国際交流事業等の実施」については、日韓スポーツ交流事業、日中スポーツ交流事業、第12回中・日・韓ジュニア交流競技会等の事業を従前同様に実施する計画とした。

「国民体育大会の開催とブロック大会への助成等」は各事業を従前通り実施する計画とした。

なお、国民体育大会の充実・活性化と大会運営の簡素・効率化を目指した「国体改革2003」の推進については、関係機関・関係団体との調整により、実施可能な項目から速やかに取り進めて行くほか、今後の国体のあり方については、平成15年度中に立ち上げた国体を基本的に見直すプロジェクト等を中心に更なる検討をとり進めることとした。

「スポーツ医・科学研究の推進」では、各事業を実施するとともに、「一流競技者の健康・体力追跡調査 第10回東京オリンピック記念体力測定」についてはオリンピックイヤーに行くことから、本年度実施する。スポーツ人口の統計的調査は、平成15年度の期中より開始した事業であり、選手・指導者・審判・役員に関する統計的調査を行い、定期的の実状を把握できるよう調査・集計方法の確立を計画している。

また、アンチ・ドーピング活動の普及啓発事業については、平成15年度より実施した国民体育大会ドーピング・コントロール検査を拡充実施するとともに、都道府県体育協会と連携し、アンチ・ドーピング教育啓発活動を推進して行く計画とした。

以上のほか、スポーツコーチサミットの開催や関連事業の推進を従前通り実施するとともに、スポーツ情報システムの充実については、本会と加盟団体とで、最新の情報提供と交換ができるよう広く一般への公開情報の提供を視野に入れた「スポーツ情報システム」の充実を図る計画である。

「子どもの体力向上推進事業」については、平成15年度に引き続き文部科学省委託事業として、子ども達の体力向上に資することを目的に、体力向上キャンペーン事業を展開するほか、地域で開催されるイベントなどにスポーツ選手等を派遣し、実技指導を通じて子どもたちに運動やスポーツの楽しさを体験させる「スポーツ選手ふれあい指導事業」などを実施する計画である。

「財政の確立」については、収入の確保が非常に厳しい状況から、諸事業の見直し、経費の節減等有効適切な事業の実施はもとより、安定財源確保のためのマーケティング活動を積極的に展開する方針である。

また、併せて加盟団体の理解と協力を得て、組織を通じて財源確保の努力をするとともに、さらに国、公営競技団体、日本馬主協会連合会、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじ、財界等へ積極的に働きかけ、できる限りの援助を強く要請していく方針である。

続いて、平成16年度予算案について総括的な説明を参考資料をもとに説明。

国庫補助金については、「海外青少年スポーツ振興事業」における参加者人数減などにより、942万3千円減の3億6千586万9千円を計上、文部科学省委嘱金については、文部科学省より新たに「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」が委嘱されることになり、前年度に対し8億5千948万6千円増の10億2千837万6千円を計上した。

日本自転車振興会補助金については、「競技別スポーツ指導者養成事業」をスポーツ振興くじ助成から修正要望したこと、日本小型自動車振興会補助金の対象事業を再度助成区分を整理して、日本自転車振興会に要望したことにより、2千42万8千円増の2億8千436万5千円を計上し、日本小型自動車振興会補助金については、1千52万9千円減の0円となった。

日本馬主協会連合会助成金については、平成15年度と同額の7千万円を計上した。

スポーツ振興基金助成金については、スポーツ少年団育成事業に限定されたことにより、前年に対し1千62万2千円減の4千9百15万4千円、子どもゆめ基金助成金については、前年度と同額の1千398万5千円を計上し、スポーツ振興くじ助成金については、「総合型地域スポーツクラブ創設支援事業」「総合型地域スポーツクラブ活動支援事業」「アンチ・ドーピング活動推進事業」に限定されたことにより、前年に対し2億3千560万4千円減の6千490万5千円を計上した。

お年玉付き葉書等寄付金については、新たに郵政公社に対し「スポーツ情報提供事業」を要望したもので、1千万円を計上した。

スポーツ安全協会委託金については、平成15年度の期中に実現した収入であり、「スポーツ安全指導ガイドブック発行費」、「スポーツ人口の統計的調査事業」を対象に9百万円を計上した。

寄付金収入については、(財)2002年ワールドカップサッカー日本組織委員会からの寄付金3億円を見込み、9億9千287万3千円を計上した。

基本財産運用収入については、平成15年度運用実績を考慮し、2千509万円を計上した。

会費収入については、新たに1競技団体の加盟が見込まれることから40万円増の4千120万円を計上した。

登録料受入収入については、公認スポーツ指導者登録数の減少が見込まれ、前年度に対して3千990万円減の3億418万円を計上、スポーツ少年団登録料については、指導者登録数の増加が見込まれ、前年度に対して210万円増の4億1千920万円となり、総額で7億2千338万円を計上した。

事業収入については、「公認スポーツ指導者制度」の改定を控えた時期であり、全体受講者数の減少が見込まれることから、参加料収入を前年度に対して2千961万4千円減の2億1千154万9千円を計上。審査料、認定料については「公認スポーツ指導者制度」のカリキュラム適応学校における受講者の審査・認定数が増加している傾向にあることから、前年度に対し1千337万6千円増の1億2千405万6千円を計上した。

また、事業負担金受入収入については「スポーツ情報提供事業」の広告料の増加を見込み、前年度に対して713万3千円増の1億555万円を計上した。

広告出版事業収入については、公認スポーツ指導者教本の販売数増加により、前年度に対して1千129万円増の1億114万円を計上し、その他事業収入については、スポーツ救急箱加入者数や物品販売手数料の減少が見込まれるため、890万2千円減の4千285万8千円を計上した。

その他の収入については、平成15年度の特定資産利子収入の運用実績を考慮して、前年に対して96万9千円増の2千60万5千円を計上し、「特定預金取崩収入」については、定年退職者増加による退職給与引当特定資産取崩収入を増額計上したことにより、前年度に対して4千215万5千円増の1億2千15万1千円を計上した。

長期貸付金返済受入収入については平成15年度と同額とした。

以上、平成16年度収入総額は前年度に比して9億5千152万7千円増の48億8千510万2千円となる。

支出については、収入の財源確保が非常に厳しいため、各事業とも節約を図り、予算編成を行った。

国民体育大会等事業費では、国体記録情報システム費と都道府県体育協会助成金を新たに計上したことによる増額により、1億4千326万4千円を計上した。



生涯スポーツ推進事業費では、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業73クラブが18クラブに事業減となったが、活動支援事業27クラブが49クラブに事業増となり、文部科学省委嘱事業の「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」を新たに計上したことにより、11億3千608万2千円を計上した。

スポーツ指導者育成関係事業では、コーチ養成講習会、地域スポーツ指導者養成講習会、情報誌発行費の事業規模を縮小したことにより減額となり、5億3千653万1千円を計上した。

スポーツ少年団関係事業費については、シニアリーダースクール実施費を実績規模に縮小し、前年度までスポーツ振興くじ助成対象であった、スポーツ少年団広報資料作成、少年団スポーツコーディネーター配置時業を廃止したことにより減額となり、5億8千510万4千円を計上した。

国際交流関係事業では、日韓スポーツ交流事業において、交流人員等の増により2億9千976万3千円を計上した。

スポーツ医・科学研究事業では、前年度までスポーツ振興くじ助成対象であった各研究事業の規模を縮小したが、国体選手ドーピング検査事業を拡充し、新たに一流競技者の健康・体力追跡調査事業とスポーツ人口の統計的調査事業を計上したことにより、5千432万7千円を計上した。

スポーツ情報提供事業では、ホームページの追加修正費と情報システム機器管理経費を整理圧縮し、提供資料作成経費の事業規模を縮小したことにより、7千251万9千円を計上した。

広報出版事業については、公認スポーツ指導者養成事業での各種教本販売数の増加による教本増刷費を計上したことにより、5千380万6千円を計上した。

管理費は、人件費で定年退職者数の増により退職金の増額、事務諸費では固定資産税と会館管理費を減額計上し、9億2千77万1千円を計上した。特定預金支出は、本会館の資産保全策として導入した減価償却引当特定資産積立計画の中で、実施を延期していた「過年度減価償却分補填」を完全実施するため、減価償却等引当預金支出を増額計上したことにより、2億9千617万6千円を計上した。

長期貸付金支出は、事務局職員の対する住宅等貸付金の減少を見込み、1千万円を計上した。

以上により、平成16年度支出合計額は、前年度に対して9億4千264万3千円増の48億8千510万2千円となる。

なお、事業執行上の銀行借入限度額について、平成16年度は8億5

千万円余りの大規模事業である「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」が本会に委嘱されることにより、平成16年度期中の運転資金が不足することが見込まれる。このため、補助金等が納入されるまでの運用資金として借入限度額を増額する必要がある、平成15年度まで7億円としていた借入限度額を12億円に増額したい旨を説明し、平成16年度事業計画案、予算案、並びに借入限度額について諮り、原案通り承認した。

第2号 本会加盟申請団体の審査について (石川加盟栄典部会長)

本会に対し、「社団法人日本エアロビック連盟」から加盟申請書が提出された。申請の主な理由として、日本エアロビック連盟は設立以来、エアロビックの普及・振興に取り組み、全国的な競技会を開催するなど活発な活動を展開しており、エアロビック競技を競技スポーツや健康スポーツ、コミュニティスポーツとして広く国民への定着を図るため、本会と連携して、生涯スポーツ社会の実現の一翼を担うため本会に加盟したいとのことである。組織としては法人格を取得しており、42都道府県にエアロビック支部組織を有し、4県の体育協会にも加盟しているなど、本会の加盟申請審査要項の組織内容基準を満たしている。また、登録指導者は、公認スポーツ指導者をはじめ指導専門員、審判員等を含め2,300名、選手登録は平成15年度より開始し、現在約2,000名である。

同連盟の加盟審査については、総合企画委員会加盟・栄典部会において慎重に審議し、去る3月9日開催の第7回理事会にて本会寄付行為第5章第5条第1項に位置付けられる加盟団体として承認を得ていることを資料に基づき説明した後、日本エアロビック連盟の加盟について諮り、これを承認。

以上の議事を終え、15時30分閉会。